

# 三田市下水道使用料算定表

1ヶ月につき(2ヶ月につき)

(平成20年7月1日改正)

区分 用途	基本 使用料	超 過 使 用 料 (1m <sup>3</sup> につき)							
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段	第8段
一般 汚水  〔公汚 衆水 浴以 場外 のの 営汚 業水 に伴 う〕	10m <sup>3</sup> (20) まで	10m <sup>3</sup> (20) を超え	20m <sup>3</sup> (40) を超え	30m <sup>3</sup> (60) を超え	50m <sup>3</sup> (100) を超え	100m <sup>3</sup> (200) を超え	200m <sup>3</sup> (400) を超え	500m <sup>3</sup> (1,000) を超え	1,000m <sup>3</sup> (2,000) を超える もの
	670円 (1,340)	20m <sup>3</sup> (40) まで	30m <sup>3</sup> (60) まで	50m <sup>3</sup> (100) まで	100m <sup>3</sup> (200) まで	200m <sup>3</sup> (400) まで	500m <sup>3</sup> (1,000) まで	1,000m <sup>3</sup> (2,000) まで	220円
公衆 浴場 汚水	100m <sup>3</sup> (200) まで 1,500円 (3,000)	100(200)m <sup>3</sup> を超えるもの 15円							

※別途消費税が加算されます。(税込金額の1円未満切捨て)

( )内は2ヶ月につき

## 下水道使用料の計算方法

※一般例 2ヶ月につき50m<sup>3</sup>を使用した場合

(1) 水道水を使用した場合

水道使用水量 50m<sup>3</sup>

① 使用料算定表により使用料を計算する。

基本使用料 20m<sup>3</sup>まで・・・1,340円

超過使用料 21m<sup>3</sup>～40m<sup>3</sup>まで・・・従量 1m<sup>3</sup>当たり 80円

41m<sup>3</sup>～50m<sup>3</sup>まで・・・従量 1m<sup>3</sup>当たり 90円

基本使用料 20m<sup>3</sup>まで 1,340円

(40-20) 20m<sup>3</sup>×80円 1,600円

(50-40) 10m<sup>3</sup>×90円 900円

合 計 3,840円

② 消費税を加算する。

3,840円×1.08=4,147円・・・(請求金額)

(2) 水道水と水道水以外の水を併用した場合

水道水使用水量 30m<sup>3</sup>

+ 水道水以外の使用水量 20m<sup>3</sup> (認定水量)

汚水排除量 計 50m<sup>3</sup>

以下、(1)と同じ